

八尾市納税通知書等用封筒の協働作成事業者募集要領

現在、八尾市では、市税などの貴重な財源を最大限に活用し、市民サービスの向上を図るため、歳出の削減や歳入の確保など様々な行財政改革に取り組んでいます。

この度、その一環として、歳出の削減を目的とし、令和8年度、令和9年度及び令和10年度に市税の担当課で使用する納税通知書等の送付用封筒（以下「納税通知書等用封筒」という。）を協働で作成し、無償で納品していただける事業者（以下「協働事業者」という。）を下記のとおり募集します。

なお、納税通知書等用封筒には地域経済の活性化等に活用いただける広告枠を設けておりますので、本市の取り組みにご賛同いただける事業者は、ぜひご応募ください。

記

1 協働作成を募集する納税通知書等用封筒

(1) 封筒の名称等

封筒の名称	送付対象者の概要等	使用枚数 (1年度あたり)
法人市民税申告書送付用封筒 (以下「法人市民税申告封筒」という。)	八尾市内に事業所等を有する納税義務者	仕様書に記載のとおり
軽自動車税納税通知書送付用封筒 (以下「軽自動車税封筒」という。)	八尾市内を定置場とする軽自動車等を所有する納税義務者	仕様書に記載のとおり
個人住民税普通徴収納税通知書送付用封筒 (以下「住民税普通徴収封筒」という。)	八尾市内に住所を有する納税義務者	仕様書に記載のとおり
個人住民税特別徴収税額通知書送付用封筒 (以下「住民税特別徴収封筒」という。)	八尾市内に住所を有する納税義務者の勤務する事業者（特別徴収義務者）	仕様書に記載のとおり

個人住民税申告書送付用封筒 (以下「個人住民税申告封筒」 という。)	八尾市内に住所を有す る納税義務者で前年度 の個人住民税申告者	仕様書に記載のと おり
固定資産税・都市計画税納税通 知書送付用封筒 (以下「固定資 産税等封筒」という。)	八尾市内に固定資産 (土地・家屋・償却資 産) を所有する納税義 務者	仕様書に記載のと おり
償却資産申告書送付用封筒 (以 下「償却資産申告封筒」とい う。)	八尾市内に固定資産 (事業用償却資産) を 所有する事業者	仕様書に記載のと おり

備考 募集は、この表の左欄に掲げる封筒の名称ごとに行うものとします。

上記の封筒について、見本が必要な場合は、現在、本市で使用してい
る封筒を交付しますので、お申し出ください。

(2) 募集する協働事業者の数

各封筒につき1事業者（法人に限る）とします（※同一の事業者が複数の
封筒に応募することは可能です）。

(3) 封筒の仕様等 各封筒の仕様書に定めるとおりです（※仕様書に記載の材 質等については、本市の希望であり、他の材質等への変更の希望がある場合 は、8(1)に記載の質問受付期間において、事業者が希望する材質等への変更 の可否について質問してください）。

(4) 募集する各封筒は、令和8年度、令和9年度及び令和10年度において使用 する3年度分ですが、各封筒の作成及び納品については、年度ごとに行うも のとし（※年度により、各封筒の仕様等が変更となる場合があります）。

2 応募に必要な資格要件

協働事業者の応募資格は、次に掲げる要件を全て満たすことが要件となりま
す。

(1) 令和7年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）に登録 されていること。

(2) 協働事業者資格審査申請受付の期間（以下の5(1)に示す期間）において、 八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置、八尾市契約関係暴力団

排除措置要綱に基づく入札等排除措置及び本件入札に係る業務に関連する法令に基づく営業停止処分を受けていないこと。

(3) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、応募時において、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けていないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、応募時において、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けていないこと。

3 八尾市納税通知書等用封筒の協働作成事業者募集に係る申請書の様式

応募申請受付締切の日までの間に本市のホームページに八尾市納税通知書等用封筒の協働作成事業者募集に係る申請書（以下「申請書」という。）の様式を掲載するので、ダウンロードして作成してください。

4 応募申請手続

(1) 応募する協働事業者は、申請書に事業者の概要（様式は問いません）を添付して提出してください。なお、複数の封筒について応募される場合も、申請書の提出は1部となります。

事業者の概要の例

企業理念（経営方針）、CSRへの取組み、事業経歴、創立（創業）年月日、資本金（出資総額）、事業内容（事業種目、事業所・所在地及び従業員数、主な取引先・広告実績等）等が記載された書類（パンフレット可）。

(2) 申請書は、応募申請受付期間内に受付場所に持参又は郵送により提出してください。

5 応募申請受付

(1) 受付期間 令和7年7月7日から令和7年7月25日までの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（郵送の場合は、令和7年7月25日必着）。

(2) 受付場所 八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所本館 2 階

八尾市財政部資産税課

6 協働事業者候補の選定

各封筒につき 1 事業者の応募の場合は、提出された申請書に基づき、応募資格要件の審査を行い、応募資格要件を満たしている場合は、その協働事業者候補に選定します。なお、各封筒につき 2 以上の事業者の応募があった場合は、応募資格要件を満たしている事業者のうちから、くじにより協働事業者候補を選定します（くじによることとなった場合は、該当する事業者に対して、くじを行う日時及び方法について連絡します）。なお、協働事業者候補の選定結果につきましては、応募いただいた事業者に対して書面にてお知らせします。

7 質問書の様式

質問書の様式は令和 7 年 7 月 11 日までの間に本市のホームページに掲載します。

8 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問は、7 の様式を使用し、電子メールにより行ってください（電子メール以外の方法による質問については受け付けしません。）。なお、質問を行った場合は、受信確認のための電話連絡をお願いします。

ア 質問受付期間 令和 7 年 7 月 11 日午後 5 時まで

イ 電話連絡時間 令和 7 年 7 月 11 日までの日の午前 9 時から正午まで及び
午後 1 時から午後 5 時まで

ウ 問合せ先

(ア) 法人市民税申告封筒、軽自動車税封筒、住民税普通徴収封筒、住民税特別徴収封筒、個人住民税申告封筒に関すること。

八尾市財政部市民税課

電子メールアドレス sizei@city.yao.osaka.jp

電話 072-924-3822（直通）

(イ) 固定資産税等封筒、償却資産申告封筒に関すること。

八尾市財政部資産税課

電子メールアドレス sisan@city.yao.osaka.jp

電話 072-924-3823（直通）

- (2) 受け付けた質問及びその回答は、令和7年7月16日までに本市のホームページ上にて公開します。

9 掲載できる広告等

納税通知書等用封筒に掲載する広告の広告主及び内容等については、「八尾市広告掲載要綱」及び「八尾市広告掲載基準」によることとし、最終的な審査は本市が行います。なお、広告の内容に関する苦情等については、協働事業者が一切の責任を負っていただき、苦情等があった場合は対応にあたっていただくこととなります。

また、広告の掲載にあたっては、各封筒の仕様書に示す広告枠において「**広告**」及び「広告内容に関する質問等につきましては、広告主に直接お問い合わせください。広告主及び広告内容は、本市が承認や推奨するものではありません。」を合わせて掲載していただきます。

10 協働事業者の正式決定及び協定の締結

協働事業者候補になった事業者と協定の締結に向けた協議を行い、必要に応じて仕様書の内容を変更したうえで協定を締結します。なお、協定の締結をもって協働事業者の正式決定とし、決定後は、市のホームページで公表する予定です。なお、応募時から協定の締結までの間において、2の各号に示す要件を満たさなくなった場合は、協定の締結は行いません。